

別表第1(第5条関係)

| 行為の種類 | 図面 | | |
|-----------------------------------|---|---|-----------------------------------|
| | 種類 | 明示すべき事項 | 備考 |
| 建築物等の新築、増築、改築、若しくは撤去又は外観の変更 | 位置図 | ・ 行為の位置 | |
| | 配置及び緑化計画図 (おおむね縮尺200分の1以上のもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地の形状及び寸法 ・ 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 ・ 隣接する道路の位置及び幅員 ・ 隣接する土地の建築物等の種類 ・ 隣接する土地との高低差 ・ 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 ・ 張り芝等の位置及び面積 ・ 外溝施設の位置、材料及び面積 | |
| | 立面図(おおむね縮尺200分の1以上のもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各面の方位及び寸法 ・ 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 ・ 壁面及び屋根の材料及び色彩 | 建築物等の移転、撤去又は外観の変更に係る届出にあっては、カラー写真 |
| 太陽光発電施設に関する図面(太陽光発電施設を設置する場合に限る。) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積 ・ フレーム、架台その他の附属設備の色彩 ・ 完成予想図(出力規模が1メガワット以上の発電容量を持つ大規模発電施設を設置する場合にあっては、フォトモンタージュ又はイメージパース) | 太陽電池モジュールの形状、色彩、寸法及び総面積並びにフレーム、架台その他の附属設備の色彩については、配置図に併記することができる。 | |

| | | | |
|---------------------------|------------------------------|---|--|
| 木竹の伐採 | 位置図 | ・ 行為の位置 | |
| | 伐採計画図(おおむね縮尺1,000分の1以上のもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採区域 ・ 付近の土地利用の現況 ・ 伐採する木竹の種類、面積及び高さ ・ 隣接する道路の位置及び幅員 | |
| | 土地利用計画図(おおむね縮尺1,000分の1以上のもの) | ・ 行為後の土地利用計画 | |
| 屋外における物品の集積又は貯蔵 | 位置図 | ・ 行為の位置 | |
| | 配置図(おおむね縮尺500分の1以上のもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地の形状及び寸法 ・ 物品の集積又は貯蔵の位置、面積及び高さ ・ 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 ・ 隣接する道路の位置及び幅員 ・ 隣接する土地との高低差 ・ 付近の土地利用の現況 | |
| 鉱物の掘採又は土石等の採取及び土地の区画形質の変更 | 位置図 | ・ 行為の位置 | |
| | 現況図(おおむね縮尺1,000分の1以上のもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 ・ 行為の区域 ・ 隣接する道路の位置及び幅員 ・ 縦横断面図の方向 | |
| | 計画図(おおむね縮尺1,000分の1以上のもの) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 行為地の形状及び寸法 ・ 行為後の地形及び地盤高 ・ 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 ・ 行為後の土地利用計画及び緑化計画 ・ 行為中の遮へい物の位置、種類、 | |

| | | 構造及び規模 | |
|--------------------|----------------------------------|--|-------------------------|
| | 縦横断面図(おおむね縮尺1,000分の1以上のもの) | | 行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図 |
| | 横造物等の詳細図(おおむね縮尺200分の1以上のもの) | | 法面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図 |
| 屋外における自動販売装置の設置 | 位置図 | ・ 行為の位置 | |
| | 配置図(おおむね縮尺300分の1以上のもの) | ・ 敷地の形状及び寸法 ・ 自動販売装置の設置位置及び寸法 ・ 敷地内の既存建築物等の種類及び位置 ・ 隣接する道路の位置及び幅員 | |
| | カタログ等 | | 自動販売装置の外観、色彩等が分かるもの |
| 屋外広告物の表示、設置又は外観の変更 | 位置図 | ・ 行為の位置 | |
| | 配置図(おおむね縮尺300分の1以上のもの) | ・ 敷地の形状及び寸法 ・ 広告物の設置位置及び既存の建築物等又は広告物の位置 ・ 隣接する道路の位置及び幅員 | |
| | 広告物計画図(おおむね縮尺50分の1以上のもので、着色したもの) | ・ 広告物の形状、図柄、構造及び寸法 ・ 広告物の設置状況 | |

(注)

- 1 必要に応じ、現況写真を添付すること。
- 2 この表において「外溝施設」とは、排水計画、生け垣、さく、塀、門、擁壁、花壇、植栽、玄関廻り、庭園等をいう。